6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : DOI Hirotsugu Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : ①Construction work of the Superstructure of R2 Yokokan-Minami Sakae IC・JCT Main Bridge No. 2—2 other. ②Construction work of the Superstructure of R2 Yokokan-Minami Sakae IC・JCT Main Bridge No. 4.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 23 December 2020.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 3 March 2021 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 3 March 2021).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2—1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330—9724 Japan TEL 048—601—3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料の内容が同一の２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。

本入札公告に記載の工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）、「新技術導入促進(I)型」、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

令和２年11月27日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　土井　弘次

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　Ｒ２国道357号多摩川トンネル浮島立坑工事（以下､「①工事」という。）

②　Ｒ２国道357号多摩川トンネル羽田立坑工事（以下､「②工事」という。）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

（①工事、②工事共に電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①　工事　神奈川県川崎市川崎区浮島町地先

②　工事　東京都大田区羽田空港地先

⑷　工事内容

①　工事　トンネル発進立坑　１基、立坑：幅　31.9m　長さ　37.0m　高さ　48.4m（ニューマチックケーソン）、掘削沈下約55,000㎥、躯体コンクリート　約24,400㎥、中埋コンクリート　約2,400㎥、充填コンクリート　約2,100㎥、鉄筋　約4,640ｔ、地中連続壁工　１式、地盤改良工　１式、仮設工　１式

②　工事　トンネル到達立坑　１基、立坑：幅　28.1m　長さ　46.0m　高さ　31.0m（ニューマチックケーソン）、掘削沈下約39,000㎥、躯体コンクリート　約15,600㎥、中埋コンクリート　約2,600㎥、鉄筋　約2,520ｔ、地中連続壁工　１式、仮設工　１式

⑸　工期

①　工事　契約締結の翌日から令和５年12月28日まで

②　工事　契約締結の翌日から令和６年３月29日まで

⑹　使用する主要な資機材

①　工事　コンクリート　約28,900㎥、鉄筋約4,640ｔ

②　工事　コンクリート　約18,200㎥、鉄筋約2,520ｔ

⑺　本工事は､「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型)］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議)」の設置対象工事

⑧　「設計変更審査会」の設置対象工事

⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩　ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】

⑪　工事工程表の開示試行工事

⑫　週休２日制適用工事【発注者指定方式】

⑬　新技術導入促進(I)型

⑭　一括審査方式

⑮　「生産性向上チャレンジ」試行対象工事

⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑰　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事

⑱　ＣＣＵＳ義務化モデル工事

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお､電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって､「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年11月27日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から①工事、②工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては､当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)）。

㈠　ニューマチックケーソン工事で、圧気圧が3.0気圧以上であること。

㈡　ニューマチックケーソン工事で、作業室面積が500㎡以上であること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事でなくてもよい。